

事務 専門 問題

平成28年 5 月施行 職員採用試験

指示があるまで開いてはいけません。

注 意

1. 問題と解答用紙は別になっています。必ず解答用紙に解答してください。
2. 問題は 5 題あります。そのうち 1 題を選択して解答してください。
3. 解答時間は 2 時間30分です。
4. 解答に当たっては、解答用紙の表紙に記載された注意をよく読んでください。
5. この冊子は持ち帰ることができますが、**解答用紙は絶対に持ち帰らないで**ください。
6. 問題のページは、次のとおりです。

公 法 1 ページ～ 6 ページ

民 事 法 7 ページ～ 9 ページ

経 済 原 論 10 ページ～ 13 ページ

財 政 学 14 ページ

公 共 政 策 15 ページ

公 法

A市は人口がそれほど多くはないものの、避暑地として全国的に有名であり、毎年7月から9月にかけては、市内のホテル、リゾート施設、別荘等に避暑目的で多くの人が訪れるため、A市の夏季における水道使用量は他の季節に比べるとはるかに大きい。A市内における水道の供給は、厚生労働大臣の認可を受けたA市が水道事業者として行っている（水道法（以下「法」という。）第3条第5項、第6条第1項、第2項）。ところが夏季における水道使用量が増大し、最大給水量に見合った施設整備のため、A市の水道事業は毎年度1億数千万円の赤字になっている。そこでA市では、A市の水道使用者のうち事実上夏季にのみ水道を利用している別荘の水道使用者約1,300人について、水道料金の負担を引き上げることとした。

市町村の供給する水道に係る水道料金に関しては、まず一方で、法第14条第1項が料金について供給規程を定めなければならないとしているが、他方で、水道施設は地方自治法第244条第1項の「公の施設」に当たるため、その使用料（同法第225条）については同法第228条第1項に基づいて条例でこれを定めることとされているので、実際には水道料金については市町村が条例の形式で供給規程を定めている。A市であれば、「A市水道給水条例」（以下「給水条例」という。）がこれに当たり、具体的には、給水条例第24条により、別表第一に従って水道料金が決定される。そして給水条例では、A市の「住民基本台帳に登録していない者」を「別荘利用者」と位置付けてそれ以外の水道使用者よりも高い基本料金を設定するとともに、別荘利用者については一時的な水道利用の中止を認めないものとしているため（給水条例第18条第2項ただし書）、別荘利用者は水道を全く利用しない時期についても基本料金を支払わなければならないが（給水条例第18条第1項第2号）、その場合には、再加入する際に数十万円に及ぶ加入金が徴収される仕組みとなっている（給水条例第18条第3項、第29条第1項）。

A市の水道を担当する水道局（以下「市水道局」という。）が、過去5年間のA市の水道供給契約に係る契約データを精査したところ、水道使用者全体に占める別荘利用者の割合は約30%であるが、そのほとんどは、7月から9月までを除く9か月間の水道料金が基本料金に収まっており、A市内全体の年間水道使用量に占める別荘利用者の年間水道使用量の割合は約5%にとどまることが確認された。他方、別荘利用者以外の水道使用者の中には約30のホテルやリゾート施設が含まれ、これら施設全体での年間水道使用量はA市内全体の年間水道使用量のうちの約20%を占め、また、それぞ

れのホテルやリゾート施設が年間50万円以上の水道料金を支払っていることもあって、別荘利用者の平均的な年間水道料金が約4万円であるのに対し、別荘利用者以外の水道利用者の平均的な年間水道料金は約6万円となっている。そこで市水道局では、別荘利用者の平均的な年間水道料金が別荘利用者以外の水道利用者の平均的な年間水道料金とほぼ等しくなるように料金を算出した。それを踏まえて、給水条例の別表第一を、例えばメーターの口径が13mmの水道利用者（以下「13mm利用者」という。）の基本料金であれば、別荘利用者は5,000円、別荘利用者以外の水道利用者は1,400円とする内容の給水条例の改正案がA市議会に提出され、平成28年5月9日に可決された（以下「本件改正条例」といい、これによって改正された給水条例の別表第一を「本件別表」という。）。この本件改正条例は、同年7月1日に施行するものとされており、7月からは、既に契約している者も含めて、水道供給契約の基本料金が本件別表の料金となる。

XはA市の住民基本台帳に登録をしていないが、A市内に別荘を有する13mm利用者である。この改正を知ったXから同年5月18日に市水道局に連絡があり、Xによれば本件改正条例は法第14条第2項第4号に違反する違法な条例であり、Xとしては、近く本件改正条例の取消訴訟（行政事件訴訟法第3条第2項）を提起することも考えているという。そこで市水道局内では本件改正条例に関する会議が行われ、いくつかの検討事項が挙げられた。あなたが市水道局の職員だと仮定し、最高裁判所の判例も踏まえて、次の【問1】及び【問2】に答えなさい。

【問1】 本件別表は、法第14条第2項第4号に違反するか検討しなさい。

【問2】 本件改正条例は、取消訴訟の対象となる処分に当たるか検討しなさい。

【参考条文】

○水道法（昭和32年6月15日法律第177号）〔抜粋〕

（この法律の目的）

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（責務）

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るた

めに欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 (略)

第2条の2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業…を営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

2 (略)

(用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。…

3、4 (略)

5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を営する者を…いう。

6～12 (略)

(事業の認可及び経営主体)

第6条 水道事業を営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営することができるものとする。

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二、三（略）

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五（略）

3～7（略）

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）〔抜粋〕

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は…公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 …使用料…に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

…

2、3（略）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2、3（略）

○行政事件訴訟法（昭和37年5月16日法律第139号）〔抜粋〕

（抗告訴訟）

第3条（略）

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（…以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

○A市水道給水条例（平成□年□月□日条例第□号）〔抜粋〕

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、給水のために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する工事をいう。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(水道の使用開始、中止、廃止及び変更等の届出)

第18条 水道使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

一 水道の使用を開始及び中止するとき。この場合において、開始及び中止とは、メーターボックス内の止水栓による開栓又は閉栓をいう。

二 給水装置を廃止するとき。この場合において、廃止とは、給水管の切断並びにメーター及びメーターボックスの除去をいう。

三 (略)

2 次の各号に該当する場合は、水道の使用の中止を認めることができる。ただし、届出日においてA市住民基本台帳に登録していない者は除く。

一～四 (略)

3 廃止の場合で再加入するときは、新規加入とする。

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者から徴収する。

(料金)

第24条 料金は、別表第一に定めるところにより算定した額の合計額に1.08を乗じた…額とする。

(加入金)

第29条 市長は、給水装置の新設をする者から水道加入金（以下「加入金」という。）を徴収する。

2 (略)

[別表第一（本件改正条例による改正前のもの）]

メーターの口径	水道料金（1か月につき）		
	基本水量	基本料金	1 m ³ 当たりの超過料金
13mm	10m ³ まで	1,300 円	150 円
20mm, 25mm		1,400 円	
30mm, 40mm	20m ³ まで	5,000 円	
50mm, 75mm		10,000 円	

別荘利用者（住民基本台帳に登録していない者）			
13mm	10m ³ まで	3,000 円	150 円
20mm		5,000 円	
25mm	20m ³ まで	10,000 円	

[別表第一（本件別表）]

メーターの口径	水道料金（1か月につき）		
	基本水量	基本料金	1 m ³ 当たりの超過料金
13mm	10m ³ まで	1,400 円	160 円
20mm, 25mm		1,500 円	
30mm, 40mm	20m ³ まで	6,000 円	
50mm, 75mm		12,000 円	

別荘利用者（住民基本台帳に登録していない者）			
13mm	10m ³ まで	5,000 円	160 円
20mm		7,000 円	
25mm	20m ³ まで	14,000 円	

民事法

次の【問1】及び【問2】に解答せよ。

【問1】

Aは、最近、高齢になったために病気がちであり、自己の財産の管理がややおろそかになっていた。そのことに目をつけたAの妹Bは、Aに知られないうちにAの財産を処分するなどして、自己の利益を図ろうと考えていた。

Aの息子であるCが、Aの自宅に帰省した際にAの財産の状況を調べたところ、次の（事実1）及び（事実2）が判明した。

（事実1）

Aが所有する甲建物（現況は空き家）について、所有権の登記名義が売買を原因としてAからDに移転されていた。CがAに尋ねると、Aは、「甲建物を他人に売るつもりは全くないし、ましてや、甲建物をDに売ったことはない。もっとも、半年ぐらい前、Bが訪ねてきて、甲建物が老朽化してきたので甲建物のリフォームをする契約を業者と結びたい、そこで、甲建物のリフォームの契約をする代理権を自分に与えてほしいとBに言われたので、これを了承して、そのような代理権をBに与え、その旨の内容を記載した委任状をBに交付した。その際、契約をするのに必要だとBから言われて、自分の実印をBに貸したことがある。」と答えた。そこで、Bに事情を聴くと、Bは、Aに無断で、Aから売却を委託されたと偽り、Aの代理人として甲建物をDに売却し、その代金をDから受け取るのと引換えに甲建物の登記名義をAからDに移転したことを白状した。

（事実2）

Aが所有する乙土地（現況は駐車場用地）について、所有権の登記名義がB名義になっており、E名義の抵当権設定登記がなされていた。CがAに尋ねると、Aは、「全く覚えがない。」と答えた。そこで、Bに事情を聴くと、Bは、Eから金銭を借りる際に担保の提供を求められたので、Aに無断で、Aの実印を使用し書類を偽造するなどして、乙土地の登記名義をB名義にした上で、乙土地は自分の土地だと偽って乙土地にEのための抵当権を設定し、その旨の登記をしたことを白状した。

[小問1]

以上のことが全て真実であるとした場合に、Aは、甲建物について、Dに対し、AからDへの所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができるか。また、Aは、乙土地について、Eに対し、抵当権設定登記の抹消登記手続を請求することができるか。それぞれについて検討しなさい。なお、解答に当たっては、[小問2]に記載された(事実3)を考慮してはならない。

[小問2]

[小問1]に続いて、その後、次の(事実3)が生じたとする。この場合において、Fは、誰に対し、負傷により生じた損害の賠償を請求することができるかを検討しなさい。

(事実3)

Aが認知症に罹患しているとの診断を受けたことにより、CはAと同居し、Aの介護をするようになった。その後、Aは、認知症の症状が進行し、事理を弁識する能力を欠く常況になったことから、後見開始の審判を受け、Cが成年後見人に選任された。Aは家の中で静かに過ごしていることが多かったが、Cは、Aがむやみに外出しないように注意していた。ところが、ある日、Cがうたた寝をしてAから目を離したときに、Aは自宅から外出した。近所を徘徊していたAは、歩行者信号が赤であるにもかかわらず、認知症により赤信号の意味が分からずに幹線道路の交差点を渡り始めたところ、ちょうどその交差点に自動車で進入してきたFは、Aを避けるために急ハンドルを切った結果、道路脇のガードレールに衝突して負傷した。

【問 2】

Xは、Yに対して1,000万円を貸し付けたが、弁済期を経過しても返済がされないと主張し、Yを被告として、上記1,000万円の貸金返還請求訴訟（以下「前訴」という。）を提起した。これに対し、Yは、貸金は既に全額弁済していると主張し、この点が前訴での主たる争点となった。なお、上記1,000万円の貸付けと同日に、Yの友人であったZが、上記1,000万円のYの債務につき、連帯保証契約を書面で締結していた。

[小問 1]

Zは、Xの前訴提起を知り、前訴の口頭弁論期日において、Yに補助参加する旨の申出をしたところ、Xはこれに対し異議を述べた。この場合、Zの補助参加は認められるか。「訴訟の結果について利害関係を有する」（民事訴訟法第42条）の意義に関する最高裁判例を踏まえて解答せよ。

[小問 2]

前訴の第一審裁判所は、1,000万円の貸付けの事実は認められるとした上、Yが主張する弁済の主張は認められないとして、Xの請求を認容する判決をし、この判決は第一審で確定した。しかし、その後もYが支払をしなかったことから、Xは、Zに対し、1,000万円の保証債務履行請求訴訟（以下「後訴」という。）を提起した。これに対しZは、XのYに対する主債務は弁済により消滅している旨、前訴のYと同様の主張をした。後訴におけるこのようなZの主張は、前訴確定判決の効力に抵触しないか、Zが前訴で補助参加していた場合としていなかった場合とに分けて解答せよ。

経済原論

次の I～IVの全てに答えなさい。

I 国民経済計算に関連して、以下の例を考える。

ある国で自動車を生産するために、部品メーカー A社は、海外から原材料を50万円で調達して部品を生産し、それを100万円で完成車メーカー B社に販売する。B社はその部品から自動車200万円分を生産し、うち170万円は国内の消費者に、30万円は海外の消費者に販売する。この一連の生産活動で生み出される A社の従業員の報酬は30万円、B社の従業員の報酬は70万円である。純間接税及び固定資本減耗は無視する。

このとき、以下の問いに答えなさい。

- (1) GDPの定義を述べなさい。
- (2) この一連の生産活動から、当該国でのGDPはどれだけ変化するか。
- (3) GDPを需要（支出）面からみると、個人消費、設備投資、輸出及び輸入はそれぞれどれだけ変化するか。
- (4) GDPを分配（所得）面からみると、営業余剰（企業所得）及び雇用者報酬はそれぞれどれだけ変化するか。
- (5) 原材料価格が高騰し、A社の海外からの原材料の調達が50万円から80万円に増加したとする。A社は、増加分30万円を完全に価格転嫁し、130万円で転売する。B社も、増加分30万円を完全に価格転嫁し、自動車を230万円で販売する。このとき、原材料高騰がGDPにもたらす影響はどの程度か。
- (6) (5)を踏まえ、原材料高騰がGDPにもたらす影響を考える上で、企業の競争力（価格支配力）が果たす役割を3行程度で論じなさい。

II 2 期間生存する家計からなる世代重複モデルを考える。 t 期に生まれた家計の生涯効用は、

$$\log(c_t^y) + \beta \log(c_{t+1}^o)$$

と表される。ここで、 c_t^y 、 c_{t+1}^o はそれぞれ t 期に生まれた家計の若年期の消費、老年期の消費を表し、 β は割引率で $0 \leq \beta \leq 1$ を満たす。家計の予算制約式は、

$$c_t^y + a_t = y^y$$

$$c_{t+1}^o = (1+r)a_t + y^o$$

と表される。ここで、 a_t は貯蓄、 y^y は若年期の労働所得、 y^o は老年期の労働所得、 r は利子率である。将来の不確実性はないものとする。

このとき、以下の問いに答えなさい。ただし、計算の過程も示すこと。

- (1) この家計の効用最大化問題を解き、若年期の消費及び老年期の消費を各種パラメーター (β, y^y, y^o, r) の関数として表しなさい。
- (2) 金利の上げが、若年期の消費、老年期の消費にもたらす影響をそれぞれ述べなさい。
- (3) $\beta = 1$ 、 $r = 0$ とする。若年期の労働所得が 1 単位増加すると、若年期の消費はどの程度変化するか。次に、若年期の労働所得だけでなく老年期の労働所得も 1 単位ずつ増加すると、若年期の消費はどの程度変化するか。また、最後に、その含意を恒常所得仮説の観点から簡潔に述べなさい。

Ⅲ 2人2財からなる純粋交換経済を想定し、2人の消費者をAとB、2財をxとyとする。AとBは両方とも価格受容者であり、 (x_A, y_A) と (x_B, y_B) はそれぞれ、AとBによるxとyの消費量を示している。また、2人の消費者の効用関数が $u_A(x_A, y_A) = x_A^{\frac{1}{2}} y_A^{\frac{1}{2}}$ 、 $u_B(x_B, y_B) = x_B^{\frac{1}{2}} y_B^{\frac{1}{2}}$ 、初期保有量が、 $(\bar{x}_A, \bar{y}_A) = (20, 50)$ 、 $(\bar{x}_B, \bar{y}_B) = (10, 70)$ と与えられており、2財の価格を (p_x, p_y) とする。

このとき、以下の問いに答えなさい。ただし、計算の過程も示すこと。

- (1) A及びBそれぞれの効用最大化問題を解き、最適消費計画 (x_A, y_A) と (x_B, y_B) を求めなさい。
- (2) この市場におけるxとyの超過需要関数を Z^x と Z^y として、それぞれ求めなさい。
- (3) ワルラスの法則について簡単に説明し、(2)の結果から、ワルラスの法則が成立することを示しなさい。
- (4) ワルラス均衡におけるxとyの均衡価格比 $\frac{p_x^*}{p_y^*}$ 、資源配分 (x_A^*, y_A^*) 及び (x_B^*, y_B^*) をそれぞれ求めなさい。
- (5) 消費者Bにとって実現可能な効用の範囲を示しなさい。消費者Bの効用が、求めた実現可能な範囲内のある水準 \bar{u}_B で固定されている場合のパレート集合 (x_A, y_A, x_B, y_B) を求めなさい。ただし、ここでは、存在する財が2人の消費者によって全て余ることなく消費されるものと仮定する。
- (6) エッジワース・ボックスを描き、初期保有量 (\bar{x}) 、ワルラス均衡における資源配分 (x^*) と予算線 (BL) 、パレート集合 (PS) 、消費者AとBのオファー・カーブ (OC_A, OC_B) を図示しなさい。

IV ある工場が行っている生産について、地域住民の健康被害との因果関係が取り沙汰されたとする。この工場の生産量 x 、生産費用を $C(x)=\frac{x^2}{2}$ 、また、この工場は価格受容者であり、 x の市場価格が $p=50$ で与えられていると仮定する。地域住民に与えた健康被害の被害額を $D(x)=\frac{x^2}{2}$ とする。

このとき、以下の問いに答えなさい。ただし、計算の過程も示すこと。

- (1) この事例のように、ある工場が生産活動を通じて地域住民に及ぼすこうした効果を経済学用語で何と呼ぶか。また、その概念について簡潔に説明しなさい。
- (2) この工場の限界利潤と限界被害を求め、これらの関係を図で示しなさい。
- (3) 地域住民の健康被害との因果関係の科学的立証が難しく、この工場に対して生産活動を自由に行う権利が認められたとする。このとき、この工場の利潤を最大化する生産量 x^M 、工場の利潤 π^M 及び地域住民の被害額 D^M はどうなるか、求めなさい。
- (4) この地域における社会の総余剰が最大化する生産量 x^* を求め、(2) で描いた図中に最大化する点を点 E として示しなさい。また、そのときの工場の利潤 π^* と地域住民の被害額 D^* を求めなさい。
- (5) (3) と (4) の結果を比較して、結果の違いについて簡潔に論じなさい。
- (6) 地域住民の健康被害との因果関係が科学的に立証されたため、この工場のある自治体が介入し、この工場の生産量 1 単位当たり t の税金を課すことにしたとする。この場合、工場の利潤を最大化する生産量 x^t を求めなさい。さらに、 t の税額をいくらにすれば、この社会の総余剰が最大化する x^* と x^t が一致するか求めなさい。また、こうした税金のことを経済学用語で何と呼ぶか。

財政学

地方財政に関する次のⅠ～Ⅲの全ての問いに答えなさい。

Ⅰ 地方財政の望ましい仕組みを考える上で、人々は各自治体の政策も見ながら居住地を選択しているという事実を認識することは重要である。このように、人々が「足による投票」によって自治体を選ぶという構造には、社会全体の効率性や公平性を高める効果と低める効果があることが知られている。

- (1) 人々の「足による投票」を通じて、効率性や公平性が向上する可能性について、分かりやすく丁寧に説明しなさい。
- (2) 人々の「足による投票」を通じて、効率性や公平性が低下してしまう可能性について、分かりやすく丁寧に説明しなさい。

Ⅱ 一般に、中央政府と地方政府の間には、財源移転が行われる構造が存在している。様々な財源移転ルールが考えられるが、代表的な方式として、地方自治体の特定支出の一定割合を補助する「定率補助方式」と、自治体の財政状況に応じて財源を定額で与える「定額補助方式」がある。我が国では、「国庫支出金」が前者の方式、「地方交付税交付金」が後者の方式となっている。

- (1) それぞれの方式が、地方政府の活動に与える影響について、2つの方式の違いに注意しながら、理論的に説明しなさい。そして、それぞれの方式は、どのように使い分けられることが望ましいかについて説明しなさい。
- (2) 我が国の国庫支出金と地方交付税交付金の制度について、それぞれの概要を説明しなさい。そして、(1)での考察も踏まえて、我が国における財源移転制度の望ましいあり方について、あなたの考えを説明しなさい。

Ⅲ 中央政府と地方政府の活動を歳入面と歳出面に分け、中央政府と地方政府の役割分担の望ましいあり方について、Ⅰ及びⅡでの考察も踏まえて、次の(1)～(3)に答えなさい。

- (1) 中央政府と地方政府の歳出面での望ましい役割分担のあり方について、説明しなさい。
- (2) 中央政府と地方政府の歳入面での望ましい役割分担のあり方について、役割分担の結果として必要となる財源移転の望ましいあり方も含めて、説明しなさい。
- (3) 我が国の地方政府は、大きく「都道府県」と「区市町村」に分けて考えることができる。「都道府県」と「区市町村」の間の歳入面及び歳出面での望ましい役割分担について、あなたの考えを、根拠を示しながら説明しなさい。

公共政策

地方自治体の全ての政策や事業の基本となり、また、総合的な指針となる計画は、一般に総合計画又は長期計画などと呼ばれるが、法律上は必ずしも作ることが義務付けられているわけではない。そこで、この総合計画について、民主主義との関係に触れつつ、住民による自治体の民主的統制という視点から政治学的に論ぜよ。ただし、その際に、(1) 総合計画は必ず策定すべきものであるのか、(2) 総合計画が民主的正統性を持つためには何が必要か、(3) 総合計画と首長のマニフェストはいかなる関係にあるのか、について必ず言及すること。

